

令和7年第7回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日				令和7年7月25日(金)				
開会場所				鴻巣市役所本庁舎4階 大会議室				
開 会				令和7年7月25日 午後3時47分				
閉 会				令和7年7月25日 午後4時42分				
議 長				大塚 明夫				
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	新井 勉	出席		秋山 和生	出席	新井 正芳	出席
	2	林 繁雄	出席		小川 一彦	出席	清水 実	出席
	3	林 信夫	出席		上谷 一海	出席	馬場 毅	出席
	4	大塚 明夫	出席		鯨井 文雄	出席	新井 秀樹	出席
	5	寺山 佳宏	出席		金子 昇	出席	関塚 正己	出席
	6	尾澤 利彦	出席		松村 洋充	出席	飯野 博文	出席
	7	武井 正夫	出席		加村 純男	出席	石川 保男	出席
	8	秋池 功	欠席		塚越 秀夫	出席	江原 浩昭	欠席
	9	野本 雅一	出席		福島 政則	出席	吉田 和好	出席
	10	荒井 広志	出席		椎林 幹夫	出席		
	11	伊藤 政士	出席		西崎 照男	出席		
	12	小林 紀之	出席		桐敷 光朗	出席		
	13	保科 美那子	出席		細井 悟	出席		
議事録署名人			野本 雅一 ・ 新井 勉					
議事参与			藤村 弥 ・ 藤村 剛 ・ 小田嶋 愛 ・ 下山 優美					
書 記								

- 会議事件名
- 議案第29号

農地法第3条の規定に関する件
- 議案第30号

農地法第4条の規定による転用許可申請
- 議案第31号

農地法第5条の規定による転用許可申請

	顛末 令和 7 年 7 月 2 5 日 開会 午後 3 時 4 7 分
【議長】	これより、令和 7 年第 7 回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。 本日の定例会は農業委員 1 3 名中、1 2 名出席ですので定例会は成立しております。 議案書の訂正はありませんか。
【事務局】	訂正はございません。
【議長】	続きまして、議事録署名人の指名をします。番号 9 番 野本 雅一 委員・番号 1 番 新井 勉 委員にお願いします。 これより議案審議に入ります。 議案第 2 9 号 農地法第 3 条の規定に関する件について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第 2 9 号 農地法第 3 条の規定に関する件 所有権の移転 1 件 4 筆 番号 3 0 受人は米麦や野菜の栽培を中心とした農業経営を行っており、農地法第 2 条第 3 項の要件を満たした農地を所有することのできる農地所有適格法人です。 申請地における小作人は存在しません。受人は今回、売買により新たに農地を取得し、麦や大豆を作付けする計画ですが、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人の構成員すべての農作業従事日数は延べ 1, 5 0 0 日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は 4, 9 3 2. 2 4 アールで、法人の事業所から申請地までは約 1. 2 キロメートルと農作業を行う上で問題なく、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果

	及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【尾澤 利彦 農業委員】	番号３０について報告いたします。受人は経営規模拡大を図るため、今回の申請地を譲り受け、麦や大豆を作付する計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【清水 実 推進委員】	番号３０について報告いたします。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、担い手への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	（質問なし）
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第２９号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	（全員挙手）
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第２９号について原案のとおり決定いたしました。 続きまして、議案第３０号 農地法第４条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第３０号 農地法第４条の規定による転用許可申請 農家住宅及び道路後退用地 １件 ３筆 番号２ 国土交通省が施工する一般国道１７号（上尾道路Ⅱ期）改築工事に伴い、受人

	が所有する農家住宅が収用されることになったことから、既に移転済であった居宅の敷地を拡張し、農業用倉庫等を建築する目的で申請されたものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【林 繁雄 農業委員】	番号２について報告いたします。申請地はおおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は原則不許可の第１種農地に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、不許可の例外規定に該当することから、許可することができると判断します。農業用倉庫等の建築という事業目的は、申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより、達成できるとは認められません。また、受人の資力や信用も問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【西崎 照男 推進委員】	番号２について報告いたします。申請地には、隣接農地との境界にコンクリートブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水は発生しませんので、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れはありません。また、申請地は集落内に介在する農地であるため、地域農業の効率的・総合的な農地利用への支障もなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第３０号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第３０号について原案のとおり

	許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。 続きまして、議案第 3 1 号 農地法第 5 条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第 3 1 号 農地法第 5 条の規定による転用許可申請 所有権の移転 2 件 7 筆 使用貸借権の設定 1 件 3 筆 番号 2 2 受人は、埼玉県内に本店を置き、県内を中心に関東近県で不動産業を営んでいます。鴻巣市内に特定建築条件付売買予定地を探したところ、開発規模、住環境ともに条件の合う本申請地を譲り受ける話がまとまり、特定建築条件付売買予定地 8 区画の造成を申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【寺山 佳宏 農業委員】	番号 2 2 について報告いたします。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第 2 種農地（その他の農地）に該当すると判断します。特定建築条件付売買予定地及び道路用地という事業目的は、申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより、達成できるとは認められません。また、受人の資力や信用も問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【新井 秀樹 推進委員】	番号 2 2 について報告いたします。申請地には、隣接農地との境界にコンクリートブロックを設置します。雨水は原則的に宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流しますので、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れはありません。また、申請地は集落内に介在する農地であるため、地域農業の効率的・総合的な農地利用への支障もなく、問題ないと思います。

【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号２３について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号２３ 受人は、県外の借家に家族３人で暮らしていましたが、転職による勤務先の変更に伴い、現在、単身で実家に戻り生活をしています。従前の借家が手狭であったことや勤務先への通勤事情、実家の農業の手伝いのしやすさから、市内で自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を父から借り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【伊藤 政士 農業委員】	番号２３について報告いたします。申請地はおおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は原則不許可の第１種農地に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、不許可の例外規定に該当することから、許可することができると判断します。自己用住宅の建築という事業目的は、申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより、達成できるとは認められません。また、受人の資力や信用も問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【塚越 秀夫 推進委員】	番号２３について報告いたします。申請地には、隣接農地との境界にマウントアップを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流しますので、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れはありません。また、申請地は集落内に介在する農地であるため、地域農業の効率的・総合的な農地利用への支障もなく、問題ないと思います。

【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号２４について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号２４ 受人は、現在市外の実家に両親と暮らしていますが、将来の結婚や独立を見据えて、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。 事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【寺山 佳宏 農業委員】	番号２４について報告いたします。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第１種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第２種農地（その他の農地）に該当すると判断します。自己用住宅の建築という事業目的は、申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより、達成できるとは認められません。また、受人の資力や信用も問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【新井 秀樹 推進委員】	番号２４について報告いたします。申請地には、隣接農地との境界にコンクリートブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流しますので、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れはありません。また、申請地は集落内に介在する農地であるため、地域農業の効率的・総合的な農地利用への支障もなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言の

	ある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第31号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第31号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。
	続きまして、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。
	令和7年6月11日～令和7年7月10日受付分 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出
	1件1筆386㎡
	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出
	所有権の移転12件16筆5,692.09㎡
	使用貸借権の設定1件1筆237㎡
	合計届出件数14件18筆6,315.09㎡
	これらは、全て会長専決でございます。
	何かご質問はございますか。
【荒井広志 農業委員】	5-62の譲受人は外国籍の方でしょうか。外国籍の方も取得することができるのでしょうか。
【事務局】	農地法第3条の許可申請については国籍欄という項目がありますが、農地法第5条の届出については国籍欄という項目はありません。 今回の譲受人の方は、別の自治体に居住していた外国籍の方で、鴻巣に自己用住宅を建築するということで届け出たものになります。 農地法上、外国籍の方の取得を制限する条項はありません。
【議長】	その他にご質問はございますか。

【一同】	(質問なし)
【議長】	続いて、その他の件について、農業委員・推進委員又は事務局よりご報告お願いいたします。まず初めに、農業委員・推進委員の方から何かありますか。
【野本雅一 農業委員】	農地パトロールで新規追加を希望した農地について、対象地に追加しないという話がありました。今の状態であればまだ耕作できる場所ですが、農地パトロールの対象とならない理由は何でしょうか。
【事務局】	当該農地については、農地パトロールとしてではなく、適切に農地を管理するよう、個別に指導してまいります。
【議長】	その他にご質問はありますか。
【一同】	(質問なし)
【議長】	最後に事務局から何かありますか。
【事務局】	・令和7年度農地パトロールの日程等について ・令和7年度農地利用最適化活動活性化研修会について ・生産緑地地区の農業従事者希望者への斡旋について ・鴻巣市産業祭の実行委員について
【議長】	これをもって、令和7年第7回定例会を閉会いたします。 なお、次回の定例会は令和7年8月26日（火）午後2時00分より場所は川里農業研修センターにて開催を予定しております。 閉会 午後4時42分